第1回 社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会 平成29年2月14日

資料3

# 社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会運営規則

平成 29 年 2 月 14 日

社会保障審議会企業年金部会運営規則(平成 25 年 10 月 29 日企業年金部会決定) 第3条の規定に基づき、この規則を制定する。

## (委員会の設置)

第1条 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第66号) の施行に当たり、確定拠出年金の運用について、より専門的な見地から検討 を行う必要があるため、社会保障審議会企業年金部会の下に、「確定拠出年金 の運用に関する専門委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

# (委員長の指名)

第2条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から部会長の指名する者 がこれにあたる。

### (委員会の招集等)

- 第3条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、 場所及び議題を委員に通知しなければならない。
  - 2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。
  - 3 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

## (代理者の出席)

第4条 委員長は、委員が委員会に出席できない場合であって、当該委員から あらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

#### (審議の公開)

第5条 委員会の審議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、 審議を非公開とすることができる。

#### (委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚生労働省年金局企業年金・個人年金課において処理する。

#### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。